

2023 年度秋学期
早稲田大学法学部試験問題

科目名	国際民事訴訟法 I	担当教員	道垣内 正人
試験日時	1 月 23 日（火）2 時限		

答案の書き方		鉛筆使用	可	試験時間	60 分間
	横書				
持込許可物	判例が含まれていない六法で、書き込みのないもの。				

原告 X（日本在住の日本人）は、被告 Y（甲国法人）に対して、Y がインターネット上で運営しているニュースにおける記述により X の名誉が毀損されたと主張し、日本において損害賠償請求訴訟を提起した。これに対して、Y は、

- ① X は甲国では甲国語が上手なユーチューバーとして有名であるものの、日本では全くの無名であり（日本からのアクセス数はほぼない）、民訴法 3 条の 3 第 8 号に照らし、日本は不法行為地とは言えないこと、
- ② X は甲国の裁判所において既に Y の名誉毀損行為の差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起し、これが係属中であること、

以上から A の日本での訴えは却下すべきであると主張している。X は、これらの Y の主張に対して、

- ① については、

甲国が不法行為地の一つであることは否定しないが、日本在住の日本人の名誉が日本に存在しないことはあり得ず、日本も X に対する名誉毀損行為の結果発生地であること、

- ② については、

- (a) X が甲国で提訴している目的は主として名誉毀損行為の差止めを早く勝ち取ることにあり、損害賠償についても甲国には Y の財産があることは明らかであって、執行が容易であること、
- (b) 甲国と日本とはともに外国判決の承認執行の要件として相互の保証を要求しているところ、甲国は日本との関係において、日本も甲国との関係において、相互の保証の要件を欠くとの判例が確立している（両国間で相互の保証を欠くという点について Y も認めている。）、甲国判決の日本での執行はできないことが明らかであるので、日本での権利実現には日本での提訴が必要であると主張している。

以上の争点について、あなたが日本の裁判官であるとして、どのような判断をするか。

（関連条文は裏面）

民事訴訟法

第 3 条の 3

次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

...

8. 不法行為に関する訴え	不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。）
---------------	---

...

第 3 条の 9

裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

第 118 条

外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること

第 142 条

裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。